

# 「すごモノ」大都市圏展示会出展事業仕様書

## 1 事業趣旨

「実需」の創出による県内経済の活性化を図ることを目的として、営業本部の主要な営業ツールであるポータルサイト「愛媛百貨選」及び「すごモノ」データベース・ウェブサイトを活用した戦略的な営業を推進するにあたり、大都市圏で開催される大型展示会への県集合ブースの出展により、「すごモノ」データベース掲載事業者等の大都市圏における販路開拓・販路拡大を支援する。

## 2 事業期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）までとする。

## 3 事業概要

### (1) 展示会出展に係る企画に関すること

- ・大都市圏で開催される以下の展示会へ県集合ブースを出展すること。なお、下記以外の展示会への出展も可能とするが、決定にあたっては県と協議すること。

- ・第92回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2021

- (会期：令和3年10月13日（水）～15日（金）)

- ・第93回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2022

- (会期：令和4年2月8日（火）～10日（木）)

- ・主催者への申込みにあたり、出展場所および出展カテゴリーについては、事前に県と十分協議し、効果的な出展場所が確保できるよう努めること。

### (2) 展示会出展に係る総括的事項に関すること

- ・各展示会において、出展する小間数は3小間以上とし、1小間につき2社程度の出展を想定すること。

- ・出展事業者の募集及び決定は県において行うが、選考作業には参加すること。

- ・出展事業者から負担金を徴するが、全額、本事業に要する経費に充当すること。

- なお、事業者都合による出展辞退等により、収入を見込む負担金が徴収できない場合であっても、委託料での補てんは行わない。

- ・負担金は、1事業者当り、100千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を徴すること。

### (3) 展示会主催者との連絡調整に関すること

- ・主催者に対する出展の申し込み及び出展料等の支払いを行うこと。

- ・主催者との連絡を密にし、出展に係る諸手続きといった業務のほか、連絡調整を十分実施すること。

### (4) 展示会出展事業者との連絡調整に関すること

- ・3(2)に掲げる負担金を、事業者から適切に徴収すること

- ・事業者ニーズの把握及び円滑な出展等のため、各展示会前に出展者を対象とした説明会を開催すること。

- ・事業者との連絡を密にし、出展に係る諸手続きといった業務のほか、連絡調整を十分実施すること。

- ・展示会出展後に各事業者から商談件数や商談内容等の実績を収集すること。
- (5) 展示会出展の準備、運営に関すること
- ・各展示会の雰囲気、性質、来場者等を十分分析し、展示会に適した展示ブースの装飾に努めること。
  - ・展示会出展を通じた出展事業者の販路開拓や販路拡大を支援するため、バイヤー等の集客をより高めるブースを制作すること。
  - ・展示ブース制作に当っては、各事業者に独立した出展スペースを設けること。また、出展事業者からの意見・要望等を踏まえつつ、事業者のモチベーション並びに満足度を高める展示ブースづくりに努めること。
  - ・ブースの名称は「愛媛百貨店」とすること
  - ・出展事業者に対し、より多くの商談機会を提供するため、これまでの事業実績や保有するネットワークを活用し、バイヤー等を展示ブースに招へいするとともに、事業者との個別のマッチングの設定や、会期中、出展後の丁寧なフォローアップにより、成約件数の増加に努めること。
  - ・ブース資材について、第1回目の展示会で使用したものを、第2回目の展示会でも使用することも可能であるが、その間の保管については受託者の責任で行うこと。

#### 4 展示会が中止等になった場合の代替案の提案

- ・新型コロナウイルスの影響で展示会の開催中止・延期及びやむを得ない事情により出展ができない場合に、WEBツールを活用した商談会など、事業者の商談機会を確保するための代替案（実施内容と実施する場合の費用 ※）について提案すること。

※代替案についても審査の対象とするが、当初契約に含めるものではなく、当初契約に盛り込んだ展示会が中止等になった場合に、協議のうえ、変更契約で対応するものとする。

#### 5 留意事項

- ・業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・各業務上で必要となる関連施設管理者等へのアポイントメントなど、全て受託者の責任において行うこと。
- ・本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て愛媛県に移転すること。
- ・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・業務実施のための個人情報取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・愛媛県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

- ・受託者は、事業全体のスケジュールリングを行うこと。
- ・各事業実施にあたり、参加事業者数（県内事業者、バイヤー）、成約件数などの目標KPIを定め、企画提案すること。
- ・昨年度、愛媛県が策定した県産品販促ブランド「愛媛百貨」を各種事業に活用すること。

## 6 業務報告

### (1) 進捗状況報告

- ・本業務の進捗状況について、定期的にウェブ会議等の場を設け、報告すること。
- ・報告資料については、愛媛県と受託者が協議の上、書面にて提出すること。

## 7 成果品

### (1) 提出物

- ・実績報告書（A4判） 紙媒体5部及びDVD-ROM2枚

### (2) 提出場所

愛媛県 愛のくに えひめ営業本部

### (3) 提出期限

令和4年3月31日

## 8 総括責任者

受託者は、本業務の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。また、業務概要説明書提出時点で確約するものとし、原則として変更できない。

## 9 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・業務計画書
- ・その他愛媛県が業務確認に必要と認める書類

### (2) 事業完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届
- ・その他愛媛県が業務確認に必要と認める書類

## 10 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは愛媛県と受託者が協議の上、定めることとする。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。